

地上式三級火薬庫定期自主検査検査表

火薬庫所有者		検査実施日	年 月 日		
		検査者			
火薬庫所在地		検査火薬庫	爆薬庫 ・ 火工品庫		
許可年月日		最大貯蔵量			
許可番号					
保安責任者 免状番号					
代理者		立会者			
免状番号		同行者			
検査項目	検査内容			結果	特記事項
4-1 保安距離 (23)	近接する保安物件名		法定距離	実際距離	適・否 事業用施設とは、規則第23条第6項の適用をいう。
	第1種保安物件		m	m	
	第2種保安物件		m	m	
	第3種保安物件 (事業用施設)	()	m	m	
	第4種保安物件 (事業用施設)	()	m	m	
	規則第23条の3の適用の有無(土堤:4分の5以上の高さ)				
4-2 火薬庫の入口の扉 (24-4)	① 入口の扉は二重扉であること。			適・否	「盗難防止設備基準」
	② 外扉は耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板製であり、かつ内側をアングル等で補強してあること。			適・否	
	③ 内扉と外扉はそれぞれ錠があり、外扉の錠は、南京錠及びびび錠以外の錠であること。			適・否	
	④ その他盗難防止の措置が講じてあること。 ・内扉は木製であること。 ・外扉の蝶番は3箇所以上あること。 ・蝶番側にロッド棒が上下2箇所以上取り付けられていること。 ・その他扉枠の固定、目隠し等がしてあること。			適・否	
4-3 火薬庫の窓 (24-5) (設置してある場合)	① 窓は地盤面から1.7m以上の高さであること。			適・否	
	② 数は火薬庫の大きさに応じ適当であること。			適・否	
	③ 10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒がはめ込んであること。			適・否	
	④ 窓の内方に、不透明ガラスを使用した引戸があること。			適・否	
	⑤ 窓の外方に、外から開くことのできない防火扉があること。			適・否	
4-4 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔 (24-6)	① 床は地盤面から30cm以上の高さであること。			適・否	
	② 床下に3個以上の通気孔を設けてあること。			適・否	
	③ 通気孔に金網が張ってあること。			適・否	
	④ 幅20cm以上の通気孔の場合、約5cmの間隔で、直径1cm以上の鉄棒をはめ込んであること。			適・否	
4-5 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面 (24-7)	① 火薬庫の内面(壁、床、天井)はすべて板張りであること。			適・否	
	② 火薬庫の床面に鉄類を表していないこと。			適・否	
4-6 火薬庫の換気孔 (24-8)	① 換気孔に金網が張ってあること。			適・否	
	② 換気孔は天井に1個以上設けてあること。			適・否	
	③ 天井裏から外部に通ずるように両つまに各1個以上設けてあること。			適・否	
4-7 火薬庫の暖房設備 (24-9)	暖房設備は、温水式以外のものを使用していないこと。			適・否	(設置してある場合)
4-8 火薬庫の照明設備 (24-10)	① 防爆式の電燈であること。			適・否	(設置してある場合)
	② 配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等火薬庫内に表さないように配線していること。			適・否	
	③ 自動遮断器又は開閉器は火薬庫外に設置してあること。			適・否	

検査項目	検査内容	結果	特記事項
4-9 点灯設備等 (24-15)	火薬庫の外部はできるだけ夜間点灯し、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ってあること。 (金網:8番線以上の太さで網目5cm以下)	適・否	金網の太さ網目は「盗難防止設備基準」
4-10 警鳴装置等 (24-16)	① 火薬庫には警鳴装置を設置してあること。 (見張所等を設置し、見張人を常時配置している場合を除く。)	適・否	「盗難防止設備基準」
	② 警鳴装置は、正常に作動すること。	適・否	
	③ 管理すべき者が常駐している場所の警鳴装置が作動すること。	適・否	
	④ その他警鳴装置の機能は適切であること。 ・扉にドアスイッチがあること。 ・有線式の場合、配線のどの部分を切っても警鳴装置が作動する構造であること。 ・天井に警戒細線(又は振動装置)があること。 ・内壁に警戒細線があること。(鉄筋コンクリートの場合を除く。) ・警鳴部は堅固な設備に収納し、かつ施錠してあること。 ・警鳴装置の音量は、80ホン以上であること。	適・否	
4-11 火薬庫の壁 (27-1-1)	① 火薬庫の前面以外の壁の厚さは、鉄筋コンクリート造の部分は20cm以上、補強コンクリートブロック造の部分は30cm以上であること。	適・否	
	② 前面の壁の厚さは、10cm以下の無筋コンクリートブロックであること。	適・否	
4-12 火薬庫の小屋組及び屋根 (27-1-2)	① 小屋組は木造であること。	適・否	
	② 屋根の外側は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であって、爆発の際軽量の飛散物となるようなものを使用し、かつ盗難を防ぎ得る構造であること。	適・否	
4-13 火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁 (27-1-3)	① 床の下を基礎と一体をなす厚さ10cm以上のコンクリート打ちとしてあること。	適・否	
	② 厚さは、30cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ40cm以上の補強コンクリート造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体をなすよう設けてあること。	適・否	
4-14 火薬庫の入口等 (27-1-4)	① 入口は、附近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設けてあること。	適・否	
	② 火薬庫の外側に注水しうる設備を設けてあること。	適・否	
4-15 火薬庫の土堤等 (27-1-5)	① 火薬庫の周囲を土堤又は簡易土堤で囲んであること。	適・否	
	② 土堤又は簡易土堤は、別表a又は別表bによる。	適・否	
(貯蔵上の取扱い)	① 境界内に爆発、発火、燃焼しやすい物をたい積していないこと。	適・否	
	② 火薬類以外の物を貯蔵していないこと。	適・否	
	③ 床面は清掃されていること。	適・否	
	④ 爆薬庫には最高最低寒暖計が備えられていること。	適・否	
	⑤ 製造後1年以上経過した火薬類がある場合、異常はないこと。	適・否	
	⑥ 帳簿は正確に記載し、在庫と一致すること。	適・否	

注)規則第32条の特則承認を受けたものにあつては、その承認された基準による。